

八王子市失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業実施要綱

平成 31 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この事業は、失語症者とのコミュニケーション手法等の指導を行う、意思疎通支援者を養成し、もって失語症者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、失語症者とは、脳卒中、脳外傷、脳腫瘍などによる脳血管障害によって脳の言語野を損傷し、言語機能が障害された者をいう。

(実施主体)

第 3 条 本事業の実施主体は、本要綱に基づく講習会等を適切に運営できる能力及び実績を有し、八王子市長が適当と認める団体とする。

(講習内容)

第 4 条 団体は、養成対象者に対して、次に掲げる内容について養成研修会を実施するものとする。

- (1) 失語症概論
- (2) 意思疎通支援者の倫理
- (3) コミュニケーション実習
- (4) 外出同行支援
- (5) 身体介助
- (6) その他、失語症者の意思疎通支援に必要な事項

2 実施に当たっての基準は、別に定める。

(養成対象者)

第 5 条 本事業の対象者は、次の要件を備える者であつて、八王子市長が適当と認めた者とする。

- (1) 失語症者の福祉に理解と熱意を有する者
- (2) 八王子市内に住所を有するか、又は八王子市内に日常生活の場を有する者
- (3) 受講希望年度の 4 月 1 日時点で、18 歳以上の者
- (4) 養成研修を修了後、都内で失語症者向け意思疎通支援等の活動ができる者

(受講者の募集等及び受講料)

第 6 条 本事業の受講者の募集等及び講習会等の受講料については、別に定める。ただし、受講に係るテキスト代等は受講者が負担する。

(秘密の保持)

第 7 条 団体及び受講者は、この事業に関して知り得た個人の秘密を守らなければならない。

(経費の補助)

第 8 条 八王子市は、別に定めるところにより、団体に対して、予算の範囲内において本事業に係る経費を補助する。

(修了者の協力内容)

第 9 条 修了者は、八王子市又は八王子市が委託する団体から、失語症者の意思疎通支援に関する依頼があった場合には、これに協力し、失語症者の福祉増進に努めるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。